

令和 5 年度第 3 回定時理事会議事録（要旨）

- 1 開催の日時及び場所
令和 6 年 1 月 19 日（金）
午後 2 時～午後 3 時 55 分
調布市国領町 3 丁目 8 番地 1
（公財）調布ゆうあい福祉公社 相談室
- 2 理事の現在数 7 名
- 3 定足数 4 名
- 4 出席理事数 7 名
- 5 審議事項
議案第 37 号 専決処分の承認について（令和 5 年度収支補正予算第 3 号）
議案第 38 号 専決処分の承認について（嘱託職員等就業規則の改正）
議案第 39 号 専決処分の承認について（給与規程の改正）
議案第 40 号 専決処分の承認について（職務限定職員給与規程の改正）
議案第 41 号 令和 5 年度第 2 回臨時評議員会の招集について
- 6 報告事項
報告第 4 号 理事長及び常務理事の職務の執行状況について
報告第 5 号 令和 5 年度上半期苦情解決状況について
報告第 6 号 令和 5 年度上半期事故報告について
- 7 協議事項
協議第 1 号 第 3 次中期計画（令和 6 年度～11 年度）（素案）について
協議第 2 号 令和 6 年度事業計画（素案）について
協議第 3 号 令和 6 年度収支予算（素案）について

(1) 会議成立の報告

冒頭で理事長が定員数の充足を確認し、会議が有効であるとの報告があった。

(2) 議事録署名人の確認

定款に基づき、議事録署名人が理事長及び監事であることを説明し、議案の審議に移った。

(3) 審議事項

ア 議案第 37 号 専決処分の承認について（令和 5 年度収支補正予算第 3 号）
事務局より次のように説明があった。

「本件については、調布市と業務委託契約を締結した「養育支援訪問事業」を開始するに当たり、予算を計上する必要があるため、専決処分を行ったもので、その承認を求めるものである。

補正額としては、受託事業の「(養育支援訪問事業)」、収入で 12 万 5,000 円、支出で 12 万 5,000 円を計上した。

補正日は、令和 5 年 9 月 1 日である」。

理事より、「この養育支援訪問事業、養育支援というのは何をするのか」との質問があり、事務局より、「ヤングケアラー支援に関する支援訪問サービスである」との答弁があった。理事より、「今回の補正の中身は、人件費ということになっているが、臨時職員とか嘱託職員という形で新たにこの訪問する職員を採用するのか、あるいは、今いる人の中で足りていない部分があって補正するのか、どちらか、お尋ねしたい」との質問があり、事務局より、「訪問介護事業のヘルパーさんの人件費ということで考えて予算取りしている」との答弁があった。

理事より、「今現在いるヘルパーさんたちの中で、このお仕事に就かれる方がいらっしゃるという認識でよろしいか」との質問があり、事務局より、「そのとおりである」との答弁があった。

審議の結果、原案どおり出席理事全一致で可決し、承認された。

イ 議案第 38 号 専決処分の承認について（嘱託職員等就業規則の改正）

ウ 議案第 39 号 専決処分の承認について（給与規程の改正）

エ 議案第 40 号 専決処分の承認について（職務限定職員給与規程の改正）

議案第 38 号から議案第 40 号までは、正規職員、職務限定職員、嘱託職員等の手当と給料表等について改正を行うものであるため、一括して説明することを満場一致で決定後、事務局より次のように説明があった。

「議案第 38 号、本改正については、居宅介護支援事業において、特定事業所加算の算定を開始し、その要件として 24 時間の連絡体制を構築することに伴い、携帯電話当番手当の支給要件を改正するもので、施行日を令和 5 年 11 月 1 日とし、専決処分を行ったもので、その承認を求めるものである。

新旧対照表、別表第 3 の携帯電話当番手当の支給条件を改正し、これまで対象者を限定していたが、嘱託職員等の全体に広げた。また、緊急対応等の労務が発生した場合に当該手当とは別に時間外勤務手当等を支給することを明記した」。

「議案第 39 号、本改正については、調布市の給与改定に伴い、公社職員の給与を改定するもので、施行日を令和 6 年 1 月 1 日、適用日を令和 5 年 4 月 1 日とし、専決処分を行ったもので、その承認を求めるものである。

新旧対照表、公社職員給料表において、調布市の給料表に合わせて引上げ改定されている。併せて、携帯電話当番手当等について、表記の統一をしている」。

「議案第 40 号、本改正については、正規職員の給与規程の改正に伴い、職務限定職員の給与表を改定するもので、施行日を令和 6 年 1 月 1 日、適用日を令和 5 年 4 月 1 日とし、専決処分を行ったもので、その承認を求めるものである。

新旧対照表、公社職員給料表において、正規職員と同様に、引上げ改定されている。併せて、携帯電話当番手当について、表記の統一をしている」。

理事より、「3 件通じての質問であるが、議案第 40 号では施行日と運用日がきちんと記載されている。その前の就業規則等については、施行日が書かれていない。多分専決した日が施行日になるのだと思うが、施行日を書かなくていいものと、書いたほうがいいものが、分かれているということの基準を教えてください」との質問があり、事務局より、

「原則は、「施行日＝適用日」だと思う。議案第 39 号と議案第 40 号に関しては、人事院勧告によって、公務員の給与が遡って改定される。それと同じことが今回起きたので、施行日が 1 月 1 日で、適用日は遡って 4 月 1 日という形である。そういう意味では、議案第 39 号と議案第 40 号がイレギュラーな適用になるということで、施行日と適用日を併記したという形である」との答弁があった。

理事より、「理事長の専決処分をした日が、本来は、ここに書かれなくてもいいということか。運用日が書かれればよいのか。施行日は専決処分した日で、それは、この要綱上ではなくて、議事録なり、あるいは決裁のところで残っているからいいという判断でよろしいか。要綱上の要綱規定集などに、いつ決めて、いつから施行するのかというのが書かれるが、それはとても大事な記述だと思うので、今ここで出されているものについては、ここに書いてはいないが、決裁した日になっているということがどこかで、後々、何年かたった後の職員たちが見たときに、これはいつ、どこで、どう審議されたのか、どこで決まったのかというのが、多分出てきたりする可能性があるのではないかと思う。両方同じ日なら全然問題ないが、日にちがズレるので、特に遡る場合には、書いたほうがいいのかなど。その違いをお聞きしたかった」との質問があり、事務局より「恐らく、遡った場合は適用日を記載する形で、遡らない場合は書かない、そういう慣例でやっているのだと思う」との答弁があった。

議案第 38 号から議案第 40 号について、各議案ごとに審議の結果、すべて原案どおり出席理事全一致で可決し、承認された。

オ 議案第 41 号 令和 5 年度第 2 回臨時評議員会の招集について

事務局より次のように説明があった。

「評議員会は、定款第 18 条の規定により、理事会の決議に基づいて理事長が招集することとなっている。このことから、令和 6 年 3 月 21 日（木曜日）、午後 2 時より、第 2 回臨時評議員会を開催することについてお願いするものである。

ご報告する内容は、第 3 次中期計画（令和 6 年度～11 年度）と、令和 6 年度事業計画と、収支予算、令和 5 年度決算見込（自主事業）についてである」。

審議の結果、原案どおり出席理事全一致で可決し、承認された。

(4) 報告事項

ア 報告第 4 号 理事長及び常務理事の職務の執行状況について

理事長より次のように報告があった。

「内容は、概ね 9 月から 12 月の執行状況となる。資料については、1-1 である。

令和 5 年の夏は、長期にわたり記録破りの猛暑が続いた。そのような中であっても、公社の住民参加型事業は、一部の業務を除き、稼働し続けた。これもひとえに協力会員の皆さんの熱心な活動があつてのことであるが、今夏の皆さんの頑張りには、特段の感謝と敬意を払うものである。

一方で、協力会員の確保は、公社の重い課題である。令和 5 年度は、調布市の協力を得て、市が相互協力協定を結ぶ近隣 7 大学に、学生ボランティア募集の働きかけを行った。これに関してはまだ目立った成果は出ていないが、それとは別に、公社が募った学生ボ

ランティアでは、白百合女子大や杏林大学の学生から参加の申し込みがあった。引き続き、様々な方々に向けて、ボランティア活動の魅力を発信していく。

また、今回の報告の対象となる時期からは外れるが、令和5年度の大きなトピックとして、平成26年7月に、認知症の当事者やそのご家族並びに地域の方々などが交流する「居場所」として開始をした「だれでもカフェこくりょう」が、令和5年6月に節目となる開催100回を超えている。公社が、地域のボランティアの皆様と地道に築き上げた成果であると自負しているが、引き続き、200回、300回と積み上げるよう努める。令和5年4月から、新規事業として調布市より受託した「ヤングケアラー・コーディネーター事業」についても、所管の子ども生活部並びに調布市子ども家庭支援センターすこやかと、緊密な連携を図りながら、順調に事業展開を進めた。

それに関連し、11月の福祉講演会では、「ヤングケアラーを知ろう」をテーマに、東京都ヤングケアラー検討委員を務めつつ、最前線の現場でもヤングケアラーの支援に取り組まれている田中悠美子氏をお招きし、講演をしていただいた。参加者は78人であったが、公社の職員には知見を深める良い機会となった。行政の参加者も目立ち、関心の広がりを感じた。

また、訪問介護事業では、具体的なヤングケアラーの支援につなげようと、調布市と養育支援訪問事業の委託契約を締結した。

令和5年度は第3次中期計画策定の年度であったが、素案が完成したので、今回、協議事項として議題に上げさせていただき、皆様のご意見を頂戴したい。

BCP（事業継続計画）についても、震災編・風水害編・感染編の3部作が完成し、それに係る職員研修も12月までに完了した。

調布市国領高齢者在宅サービスセンター事業については、令和6年度からの事業再編に向けた準備を進めるとともに、利用者様、そのご家族様、関係者様へ説明を行った。これについては、特段の混乱や苦情もなく完了しているが、年度末の3月まで、気を緩めることなく対応していく。

令和5年度から導入した「職務限定正社員制度」では、7月以降、居宅介護支援事業で2人の人材を確保し、11月からの特定事業所加算の取得につなげることができた。訪問介護事業でも、4月に確保した1人の職務限定正社員が頑張り、同じ時期に特定事業所加算を取得した。これにより、自主事業の収支については、大きな改善が見込めるようになった」。

常務理事より次のように報告があった。

「最初に、最も気になる自主3事業の収支状況であるが、令和5年度に導入した「職務限定職員の正社員制度」の活用で、大きく改善する見込みが立った。首尾よく訪問介護事業と居宅介護支援事業で適切な人材が計3人確保でき、さらには、両事業ともに、11月より特定事業所加算の取得もできた。その結果、比較的堅調なデイサービスぷちぼあん事業の収支と合わせ、年度前半の赤字を埋め合わせる見通しが立ちつつある。

令和6年度は、デイサービスぷちぼあん事業が調布市の委託事業に移行する予定で、自主事業も3事業から2事業に減る予定である。したがって、事業単体での収支バランスをこれまで以上に重視する必要がある。「職務限定職員の正社員制度」拡充も視野に入れつつ、健全経営に努める。

次に、以前よりたびたびご報告している「調布市国領高齢者在宅サービスセンター事業」についてである。

先ほど理事長から説明があったとおり、令和6年度から実施事業等を変更する予定である。令和5年度下半期は、その準備に係る調整並びに事務処理等を行っている。これについては、4月以降の円滑な新体制の移行に努める。

次に、令和5年度の新規事業、「ヤングケアラー・コーディネーター事業」である。これについては、公社の訪問介護事業を活用し、調布市と養育支援訪問事業の委託契約を締結した。これにより、ヤングケアラーに対し、コーディネーターだけでなくヘルパーの派遣も可能になり、公社がより手厚い支援を提供できる体制ができた。

事務局より次のように報告があった。

「執行状況及び財務状況について」

「予算に対する収支執行状況である。期間は、令和5年4月1日から11月30日である。4月から11月末までの総収入が4億2,230万円余、支出が3億410万円余、収支差額が1億1,819万円余となっている。この収支差額については、委託金、補助金等が先に入金される関係で、その費用が執行されていないので、収支差額が大きく出ている。

財源別である。補助事業等について、賛助会員会費収入であるが、理事長や局長が個別の訪問等により獲得に動いていただいているということ、また、広報紙の全戸配布で賛助会員費の入金の郵便振込用紙付きのものの配布を年に一回しているが、そういった効果から、昨年度に引き続き堅調に推移をしている。

住民参加型サービスの利用に係る収入であるが、それぞれコロナ前の数字には及ばないが、全てにおいて増加をしているという状況である。

事業費人件費であるが、今年度は欠員が充足をしているというところで、費用が増加している。

一般管理費であるが、システム管理費や人事管理費の増加によって、増えている。

ヤングケアラー・コーディネーター事業であるが、1号の補正後に追加されているものである。それ以外は、前年と比べて主立った変化はない。

3ページは、自主事業となるが、この後モニタリングシートを用いて収支状況をご説明するので、割愛させていただく。

4ページ以降については、節科目集計等の計算書になるので、後ほどご確認願いたい」。

「自主事業月次損益推移表及びモニタリングシートについて」

「資料1-4、見込ありと見込無しと2枚あるが、見込ありのほうを使ってご説明する。

4月から11月までの自主事業における実績及び決算見込の状況を表したものである。

初めに、訪問介護事業である。11月に特定事業所加算を取得し、結果として処遇改善加算を加味した実質収支差額、345万円余の黒字を見込んでいる。令和5年度より、養育支援訪問事業が加わったが、この資料においては、プラス・マイナス・ゼロとし、収支に影響はしていない。

居宅介護支援事業についても、11月から特定事業所加算を取得した。結果として、445万円余の赤字を見込んでいる。これから新規獲得を積極的に進めていくことで、少しでもこの赤字の解消に努めていきたいと考えている。

デイサービスぷちぼあんの実質収支は、179万円余の黒字を見込んでいる。ぷちぼあん

についても、新規利用の獲得を積極的に行い、稼働を維持して収支安定に寄与できるよう努めているところである。

3 事業合計で 79 万円余の黒字を見込んでいる」。

報告のとおり、了承された。

イ 報告第 5 号 令和 5 年度上半期苦情解決状況について

事務局より次のように報告があった。

「令和 5 年 4 月から令和 5 年 9 月までの 6 カ月間で申し出があった苦情は、3 件である。

3 件とも居宅介護支援事業に関するものとなっている。

1 件目は、ご利用者の夫からの苦情となっている。ゆうあいの居宅支援事業所のケアマネジャーが退職するに伴い、内部のほかのケアマネジャーが担当を引き継ぎすることにおいて、ご利用者様の都合にうまく合わせることができず、サービスの無理強いと捉えられるような印象を持った引き継ぎになってしまった、ということが内容だったと思われる。

対応の状況としては、担当課長より謝罪、説明を行い、ケアマネジャーの事業所の変更等もご案内させていただいたが、ゆうあいの中で再度、ほかの担当者でということでご指示いただいたので、その変更となった、という結果である。

2 件目は、ご利用者様の妻からの苦情となっている。担当者が介護タクシーを安くなるように手伝ってくれない、担当者の血液型が気に入らない、担当者の交代は希望しないが、相談することはもうしたくない、拒否する、といった内容であった。

対応の状況としては、担当のエリアの地域包括支援センター職員と同行し、相談で支援を行うケアマネジャーを、相談をしたくないと拒否されてしまうと支援ができない旨を一緒に確認させていただき、担当者の交代を提案させていただいたが、それもかなわず、拒否された、という経過である。

担当の地域包括支援センター職員と話し合い、ゆうあいの居宅支援事業所からケアマネジメントの継続をするというのは難しいと判断をしたため、地域包括支援センターが調整するという態勢になった、という結果である。

3 件目は、介護タクシー事業者からの苦情になる。経緯としては、最初に申し出いただいた介護タクシー業者へ依頼を要請したところ、対応できるか不明という回答をいただいたため、担当ケアマネさんとしては、ほかの事業所に依頼し、調整をさせていただいた。調整がついた後に、申し出いただいた介護タクシー事業者さんに断りのお電話をさしあげたが、業務終了という状況だったため、お断りの確定ができていなかったと捉えられる。その後、タクシー利用日になってしまったので、申し出のタクシー業者さんから、キャンセルされたよということで申し出があり、当法人のケアマネジャーにその確定情報が届いていなかったということで、行き違いがあったかと思われる。

対応の状況としては、当法人でキャンセル料を支払うという対応策にしたが、予約の確定についてはファクスで対応をしっかりと確認し合うこととした。なお、最終的には、キャンセル料の支払いはなかった。

今後、相談者のみならず、関係機関との信頼関係の構築等も努め、よりよい支援につなげていけるように、職員とともに苦情解決に関する情報共有を図っていきたい」。

理事より、「2番目の苦情であるが、私の経験上、母や父の介護をしたときに、昔は常識が通っていたけれども、年齢が上がると非常識が多くなる。こんなわがままな母親だったかなというのがすごく見えて、ショックを受けた時期があった。この方の年齢は分からないが、予想しないような苦情をしていらっしやる。なぜそういう発言をするのかなというのを、ちょっと優しい目線で見ただけだとありがたい。とても大変なお仕事なので、難しいとは思いますが、血液型まで言ってくるというのは、何か苦しいところがあるのかなと推測されるので、大変でしょうけど、よろしく願いたい」との意見があり、事務局より、「居宅支援事業所はどうしても契約という行為で相談支援をやっているの、相談に乗れないとなってしまうと、解決をするすべもなくなってしまう。こういうときに地域包括支援センターというところが中間に入って、両者のお話を聞くことは多いので、その調整に努めていきたい」との答弁があった。

報告のとおり、了承された。

ウ 報告第6号 令和5年度上半期事故報告について

事務局より次のように報告があった。

「報告対象期間は令和5年4月から9月までの6カ月間で、発生した事故報告の件数は6件である。

事業別に見ると、国領デイサービス事業3件、訪問介護事業が1件、食事サービス事業が2件である。

事故の概要としては、利用者への介助中や支援を行う中でのお怪我、物損ということが発生している。

事故防止の観点については、マニュアルの整備、再点検などを行い、再発防止に努めていく」。

理事より、「概要と再発防止策は分かったが、このそれぞれのトラブルに対しての対応のところが分からない。おやつのお賞味期限が切れていたのをずっと食べていた方は、体調・具合が悪くなられたのか、確認されて大丈夫だったのか。それから、やけどの対応とか、そのあたりもここに出ているといいなと思った」との質問があり、事務局より、「今後、書き方等は工夫させていただく。調理活動による熱傷事故では、協力会員の方には、受診等をおすすめし、費用等がかかった場合、公社のほうの傷害保険で対応ができるようにしている。経過のほうは、後遺症が残ったとか、お怪我がまだ治っていないとか、そういったことではなく、軽症ということで、これはヘルパーさんであるが、労災等で対応して、現在もう元気に活動をされている状況である。

食事サービス事業の提供食事の不良では、実際、ご利用者1名の方だったが、特にその後体調不良等もなく、現在元気に通っておられる。

賞味期限切れについては、今回こういったことが起き、栄養士さん、協力会員さんはじめ、ショックを受けている。この起きた事故を契機に、調理場のほうで、在庫管理とか、再点検をし、その後も、賞味期限切れぎりぎりのものとか、練りわさびとか、使う頻度が少ないものが多めに入っていて、長期間使うようなものに関して、期限が切れているということもあるので、食の安全確保というところで意識をしながら、資格を持った調理師さんも2人いるので、そういった方々と、協力会員さんを含め、公社のほうでも気

をつけて対応していきたい」との答弁があった。

理事より、「車の接触事故が 2 件あったと書かれているが、送迎サービスや配食サービスで、これだけの車が動いているところでは、この期間に 2 件というのは、ある意味では少ないという感じもしなくはないが、相手が人でなくてよかったです終わらせるのではなく、本当に物であってよかったですと思っている部分ももしかしたらあるかもしれないが、こういうちょっとした事故が大きな事故につながっていくことは多々あり得る。毎朝のミーティング、あるいは出かけるときの注意喚起をしっかりとしながら、その日一日が、働く方も、利用者さんも、安心していただけるような環境づくりをしていただくような仕組みをしっかりとつくっていただきたい。

あと、熱湯事故のところで、先ほどから気をつけますという声があるが、こういったことは、マニュアルをしっかりとつくって、職員全員が共有していて、お湯が後ろを通るときには一声かけるとか、そういったことを、しっかり皆さんの体にしみ込ませるぐらいに注意喚起をされるという形で、一回起きたら、これを全部共有しながら注意していただけると、多分皆さん安心・安全で会社さんに来るのではないかと。ぜひ、そこら辺を心がけていただければうれしい」との意見があった。

報告のとおり、了承された。

(4) 協議事項

ア 協議第 1 号 第 3 次中期計画（令和 6 年度～11 年度）（素案）について

事務局より次のように報告があった。

「策定主旨」

「公社の前身である「調布市在宅福祉事業団」の設立から、令和 6 年で約 36 年が経過し、この間、公社は、住民参加型事業や介護保険事業等により、在宅サービスを拡充するとともに、認知症やケアラー、介護予防などの、時代ごとに求められるサービスの取組等を行ってきた。

昨今、家族の状況の変化、また、地域のつながりが希薄化し、数年間続いた新型コロナウイルス感染症の拡大により、全ての人において交流や社会活動の機会が減少し、今でもその影響は続いている。

また、団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年、そして、団塊ジュニア世代が高齢期を迎える 2040 年を見据えた地域包括ケアシステムの構築が求められる中、公社は、「公益法人」や「監理団体」としての役割・使命を一層今以上に果たしていかなければならないと考えている。

この第 3 次中期計画は、公社の理念や基本方針を踏襲し、これまで公社が培ってきた地域との絆を大切にしながら、更なるサービスの充実と具体的な事業を推進していくため、中期計画を策定するものである」。

「計画期間」

「令和 6 年度から令和 11 年度の 6 年間で、制度改正や社会状況の変化に柔軟に対応していくため、中間年の令和 8 年度に見直しを行う予定となっている」。

「公社を取り巻く状況と課題」

「社会情勢・環境」として 3 つの項目について記載をしている。内容については、本計

画までにさらなる精査が必要と考えているので、これから修正等を入れていく予定である。

「公社の取組と課題」という項目では、第2次中期計画の計画期間である6年間で振り返り、課題を集約する予定である。現時点においては、トピックのみの記載となっている」。

「理念と基本方針」

「「理念」については、前中期計画と比べて大きく変更はない。「基本方針」は、今回、管理職を中心に検討をし、新しいものに変更している」。

「重点項目」

「公社事業の中でも特に公社としての役割や使命を果たしていくために、重点的に取り組むべき課題として位置づけ、1番、ケアラー支援、2番、認知症支援、3番、フレイル・介護予防、4番、孤立・孤独防止、4点を掲げている」。

「8ページ以降は、本計画において、各係単位の課題や方針が続くが、素案では割愛する。今後、本計画については、3月の理事会にてご承認等をいただく予定となっている。前回の理事会で概要版をお配りしたが、そちらも併せて、本計画の策定までにご意見等あれば事務局までお願いしたい」。

理事より「内容的には、こういったものが網羅されるととてもいいと思いながら読ませていただいた。1月1日に能登であれだけの大きな地震があり、津波があり、電気が切れ、ライフラインが全部切れたという状況下で、みんなが困っている。特にお年寄りや障害を持っている人たちがかなり困っている。ああいうことが東京で発生したときに、例えば調布市民が避難所に行くとしたら、どれぐらいの人が行けるのかと考えると、これは大きく考えると調布市が考えなければいけないことだが、特に高齢者・障害者に向けてしているこういう施設の役割は何だろうか。それをしっかり考える。今しか考える時期はないと思うので、そういったことを少しどこかに入れられないか。

特に孤立・孤独防止。今、施設に入っていないお年寄りでも、孤立していたり、孤独で苦しんでいる方がたくさんいて、半月たっても悲しい思いをしている。そういう状況が調布の中で発生するのではないかと想像し、そのときに、ゆうあいさんが、どういう役割を担えるか。せっかくこれから6年間の計画を立てるので、その中で、少しでも具体的に考える。協働するところがたくさんあると思う。まずは調布市と協働する。国領地域の中で、ゆうあい福祉公社が果たす役割は何なのか。ぜひこの中に入れて、それが地域住民に周知されるようにする。そうしたら、一時的な、短い期間でもここに来れば、年寄りや障害者は何とかなるかもしれないと思われるので、そういうことが果たして入れられるかどうか。この時期に考える価値はあるのではないか」、また、「私もマンションで防災に関してお話し合いをしているが、お隣がどういう人か分からないというのが今多い。阪神・淡路のときから、コミュニティができている地域は復興が早いというのは皆さんご承知だが、通常の生活の中でお隣さんと仲よくしようという動きにはなっていない。だから、コミュニティのつくり方というか、周りにどういう人がいるというのを、少しゆうあいさんのお力で後押しできたらいいのかなと感じたので、頑張ってください」との意見があり、事務局より、「国領の地区協はとても防災の視点が高いと、日頃から触れ合っている中で感じている。地区協という組織は、地域ごとに組み立てて

いくという指向性があるので、エリアが違えば、集まっている人は違うが、この間は、国領の防災があまりにもしっかりされているので、染地で立ち上がった地区協の方が、合流したいということで、意見交換の場に包括も立ち合わせていただいた。ほかの地域に伝わるような連携をするのが私たち地域包括の立ち位置であるというのは自覚している。国領はとても防災が強いと自負しているので、不安があればまた強化を図り、一緒に考えていきたい」との答弁があった。

理事より、「あの映像を見ると、いかに地域が固まっているか、それに尽きる。我々の住んでいる世界とは全く違うなと思った。

この素案の中で、2番の「基本方針」のところ、職員の中でも若い方々が作り直したというか、磨いてきたというふうに伺って、3番では「自助をエンパワーメントし」と書いてある。今風だなと。どんどん新しい人にバトンタッチしていくのが大切だと思った」という意見があり、事務局より、「私、ここを強化して、「エンパワーメント」をわざと入れた。局長からは、小学生が読んでも分かるような基本方針じゃないと伝わらんとと言われていたが、すごく人を応援する、「エンパワーメント」という言葉はとても大切だと私たちソーシャルワーカーは学んできたので、どうしても入れたかった。漢字にするかは考えるが、頑張っって言い続けようと思う」との答弁があった。

報告のとおり、了承された。

イ 協議第2号 令和6年度事業計画（素案）について

事務局より次のように報告があった。

「令和5年度の振り返りと課題」

「令和5年度は、新型コロナウイルス感染症もようやく一服し、久しぶりに落ち着いて、業務に専念できた一年である。一方で、夏の時期は、殺人的とも言える猛暑が長期にわたって続き、屋外の作業には全く不向きな年でもあった。そうした中でも、多くの協会員の方の皆さんの活発な活動で、公社の業務は滞りなく継続することができた。その姿勢には、深い感謝と敬意を表するばかりである。

令和5年度、公社は新たに、「職務限定の正社員制度」を導入した。導入の可否は、もう少し時間をかけての判断になるが、現下においては、必要な人員確保ができ、収支の改善にもつながったので、一定の成果にはつながったと考えている。

拙速に事を運ぶつもりはないが、今後、人員の採用や人事制度等の中で、活用の幅を広げることも検討する。

ヤングケアラーについては、ケアラー支援を担う中で、公社としてもかねてより注目をしていた。したがって、調布市の子ども家庭支援センターすこやかから、業務委託に関し相談を受けた際も、むしろこちらから受託を持ちかけた。幸い、担当職員にも適任者が見付き、すこやかと円滑な連携を図りつつ、順調に業務が進んでいる。公社としても、訪問介護事業で、実際にヤングケアラーの支援が行えるように、調布市と養育支援訪問事業の契約締結を行うなど、側面からのバックアップに努めた。

調布市国領高齢者在宅サービスセンター事業については、令和6年度からの事業再編等に関し、調布市との協議が整った。内容も含め、これについては再三再四ご説明してきたが、今回は実現の運びとなる。

令和5年度は、国基準の総合事業利用者並びにそのご家族、関係者等に対し説明を行い、現在、徐々に他の事業所へ移るなどで、国基準の総合事業については利用者も減少している。

新体制については、現在、職員の配置や勤務シフト、また、市基準の総合事業の展開等について、協議を進めている。

住民参加型事業については、利用世帯数も増え、特に食事サービスについては、常時、待機者が10人を超える状況が続いている。一方で、協力会員数については、相変わらず伸び悩んでおり、それを解消する有効な手立てが見つかっていない。新規加入会員も、一時に比べると増えてはいるが、それ以上に、高齢や就労・転出等の理由で退会される方が多く、安定して定着する状況が作り出せていない。

特に、調理を担っておられる協力会員については、高齢化が顕著で、早急に人員の補充をしないと、現状の食数の維持も難しい状況である。それも踏まえ、令和5年度は、協力会員と公社の食事サービスに携わる複数の職員で、「食事サービスのあり方」について検討を始めた。

いずれにしても、住民参加型事業は公社の「核」、「原点」で、「協力会員在っての公社」である。その灯を絶やすことのないよう、努めていく。

「運営方針」

「柱は大きく3点、介護予防・認知症施策・ケアラー支援を挙げた。また、最優先の課題として、事業内容を大きく変える「調布市国領高齢者在宅サービスセンター事業」の円滑な運営と、2事業になってしまう自主事業の収支の安定化を掲げた」。

(1) 法人運営

『ア 健全な公社経営』

「自主事業が3から2に減るので、事業単体での収支バランスについて、これまで以上に注視をする必要がある。職務限定の正社員制度の導入で、収支の安定が見込める体制も整ったが、引き続き注目していく」。

『イ 運営体制の強化・整備』

「令和6年度は、調布市国領高齢者在宅サービスセンター事業が大きく変わる。したがって、新たな体制・事業について、円滑な軌道に乗せることが最大の課題である」。

(2) 事業運営

『ア 地域共生社会の実現に向けた取組』

「令和5年度、ヤングケアラーの支援に関連し、公社が獲得した新たな人的ネットワーク、また、公社が協力会員等に向け、それをテーマにして実施した勉強会での手応えは、とても新鮮なものであった。公社の可能性が広がる経験であったと感じている。令和6年度も、新たなネットワークとつながり、そこで獲得した知見を公社にかかわる方々に還元することで、地域共生社会の実現に寄与していく」。

『イ 介護予防・フレイルの取組』

「総合事業通所型サービス（市基準）を拡大する。将来的には送迎も行い、市内全域をカバーすることも視野に入れ、事業展開に努めていく」。

『ウ 認知症支援の取組』

「チームオレンジについては、全市的な展開を目標に進めていく」。

『エ ケアラー支援の取組』

「ケアラー支援については、公社のソーシャルワーカーが現場に出向き、様々な当事者の声を聴くことで理解が進んだこと、また、学べたことがたくさんあった。その経験を踏まえ、また、当事者の皆さんの思い、声をしっかり受け止めながら、支援の幅を今以上に広げていく」。

「最後に、令和6年度の事業計画策定に当たり、私から一言。

令和5年度は、ヤングケアラーの支援や限定正社員制度の活用など、新たな挑戦と、調布市国領高齢者在宅サービスセンター事業の事業再編に向けた準備の年度であった。幸い、それぞれの職員等の頑張り、挑戦について、準備についても、よい方向に向かっている。令和6年度も士気を高く保ち、新たなチャレンジをしていく」。

理事より、「この素案から、決定したものになるのはいつなのか」との質問があり、事務局より、「市の高齢部門と施策のすり合わせをし、それで変更があったりして、確定するのは3月である」との答弁があった。

理事より、「国基準と市基準の考え方、捉え方がどうにもよく分からないので、教えてほしい」との質問があり、事務局より、「もともと、この総合事業というものは介護予防事業であった。平成28年10月から総合事業というものになり、国基準、市基準というものがつくられた。国基準というのは、介護予防事業のときの国の基準を満たしているかどうか、といったものになる。その基準を緩和したものが、調布市なので、「市基準」という呼び方になっている。何が緩和されたかという、人員の配置、運営基準といったものである。実際、設置するに当たり、国基準でやろうと思うと、生活相談員とか、看護師とか、それぞれ資格要件があって、開設自体が難しい。市基準は、その基準が緩和されている。介護職員と、管理者と呼ばれる者が1人いれば開設できる。設置自体が簡易にできるということで、報酬単価が安くなっている」との答弁があった。

理事より、「調布市には、市基準で運営するところが少ないと言われたが、安いから受け手がいないということか」との質問があり、事務局より「簡単に言うと、そういうことである。運営がやはり難しくなる。同じ条件であれば、通所介護をやっている、国基準が設営できる。そうすると、少しでも高い報酬が得られるので、民間事業などはなかなかそこには手を出していないという状況である」との答弁があった。

理事より、「ぶちぼあんが自主事業で180万円近い黒字を出している。これを6年度から委託事業に転換をする。委託事業というのは精算方式である。多分認知症はこれからも増えていくので、黒字の状況は続くのではないかと思われるが、一生懸命働いて黒字を出した部分も精算の中に入る。まだ予算が見えていないのでちょっと分からないが、もしかしたら市からもっとお金が来るのかもしれない。

自主事業として、ゆうあいさんが、いわゆる住民参加型の地域の高齢者・障害者向けの福祉サービスを展開していった歴史を考えてみたときに、これが赤字で、でも大事な事業だから、しなきゃいけないというときに委託というのなら分かるが、こんなに黒字を出している中で、なぜ委託になって、精算方式のところに入っていくのかなど。これは市の意向があったのか。それとも、公社から市のほうにお願いしたのか。せっかく公社らしいサービスがあるのにもかかわらず、これが逆に行政主導型になっていくというのが、何だかすごく切なくなってくるので、ひっくり返すわけではないが、お聞きしたい」

との質問があり、事務局より、「おっしゃるとおり、ぷちぼあんについては長い歴史があり、そもそもが公社が寄附を受けた施設なので、公社の職員もすごく思い入れがある。そこを丸ごと市の委託事業にしてしまうことに関しては、それなりの抵抗があると思う。一方で、同じ事業を国領のデイサービスでやっていて、人員経費が、片一方は委託料から出ていて、片一方は自主だということで、例えば職員を急遽どこかに応援に行かせなければいけない、そういうやり取りをしなければいけないときに、それができないという不自由さがあった。そういう意味では経営が非常に難しかった。

もう一つは、ぷちぼあんは市の端っこにあり、しかも駅から遠いという立地の面での不便さがあるため、職員を確保することが難しい。そんな中で、今いる職員がどんどん高齢化している。新しい職員を雇って、替えていかなければいけないが、それすらもままならないという状況がある。ぷちぼあんで働いていただける職員を確保することは難しいだろうという、先々に対する不安もある。今は確かに経営が成り立っているが、3年先、5年先は全く分からない。そういう意味では、国領と一体の経営をさせていただいたほうが、人のやり繰りが融通が利く。一番大きいところはそういうことである。

そういう意味では、ぷちぼあんに対する思い入れを蔑ろにしていると言われてしまうと、それは仕方がないかなと思う」との答弁があった。

理事より、「蔑ろにしているなんて思っていない。ただ、ゆうあい福祉公社の設立趣旨から考えたときに、住民参加型でやっていくと。委託事業がたくさん入ってきて、それぞれ国基準や都基準や市基準で補助金をもらいながら、委託事業はそこできちんと運営ができていのに、自主事業の場合に、職員にちゃんとした手当ができないという、そこら辺の苦しさは、今の説明でよく分かった。

一つ気になったのが、運営方針のところで、調布市が策定する第9期高齢者総合計画を補完する役割を公社が目指すのだと書いてあって、市・国の施策の補完を公社はこれからしていくのだと。自主事業で主体的に、法人である公社は、本当に住民とともに、ある意味では先駆的にその地域の福祉を耕しながら、必要なところに必要なサービスを提供していくというのが、公社のもともと持っている役割と想っていたので、行政を補完する立場になったときに、すごく寂しいなど、ここを読んだときに思った。

でも、今言われた役割を考えたら、これだけの高齢者が増えていて、せざるを得ないだろうというふうに思うし、職員体制や運営面から見たら、大変さがあるというのがよく分かったが、そういう思いもあったので、やるせない思いを言わせていただいた」との意見があり、事務局より、「ぷちぼあんは赤字の時期もあったが、それが黒字になった。やはり職員の努力だと思う。例えば送迎を自分たちでやり始めるとか、そういうところですごく職員が頑張ってくれて、今の状況があると思う」との答弁があった。

報告のとおり、了承された。

ウ 協議第3号 令和6年度収支予算（素案）について

事務局より次のように報告があった。

「今回の素案を作成するに当たり、補助事業、受託事業の予算交付について、現在、調布市と協議中である。この数字については、3月の予算のところで確定する。

また、自主事業についても、これからまたさらに精査を行い、今回の資料は現段階での

数字である」。

「収支予算書（事業別集計）」

1 概要

「補助事業では、住民参加型事業、普及啓発事業、公社運営管理費等に要する経費として、2億4,708万円余を計上した。

受託事業では、国領デイサービス事業、地域包括支援センター事業等に要する経費として、2億3,951万円余を計上している。なお、令和6年度からのデイサービス事業の見直し、また、ぷちぼあん事業を反映した数字となっている。

自主事業では、訪問介護事業、居宅介護支援事業等で、7,866万円余を計上している。合計で、収入、支出ともに5億6,650万円余となる」。

「収支予算書（正味財産増減計算書）」

「1ページ、最下段の経常収益合計は、5億6,366万円余を見込んでいる。3ページ、上段の経常費用計で、5億6,497万円余を見込んでいる。

この結果、当期経常増減額は、減価償却費の影響により130万円余のマイナスを見込んでいる。

その他帳票については、後ほどご確認願いたい」。

報告のとおり、了承された。

以上で、本日の案件について全て終了した。